

○田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例

平成17年3月1日条例第111号

改正

平成18年3月10日条例第15号

平成20年3月27日条例第14号

平成21年3月16日条例第8号

平成27年3月18日条例第12号

平成28年12月26日条例第50号

田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のない児童に対し医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。

ひとり親家庭	次の各号のいずれかに該当する児童を配偶者のいない父又は母のいずれか一方が監護する家庭をいう。ただし、児童の父の配偶者又は母の配偶者が、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある家庭を含む。 (1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父又は母が死亡した児童 (3) 父又は母が政令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童 (4) 父又は母の生死が明らかでない児童 (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童 (6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 (7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童 (8) 父又は母が母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第13条法律第31号）第10条第1項の規定
--------	---

	<p>による命令を受けた児童</p> <p>なお、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」又は「母」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その父又は母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p>
児童	<p>次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 18歳未満の者及び18歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>(2) 18歳に達した日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は市長が定める学校、教育施設等に在籍している場合にあつては、その日以後における最初の3月31日までの間にある者</p>
父母のない児童	<p>父母（養父母を含む。）が死亡し、又は監護しない児童</p>
対象者	<p>ひとり親家庭の父又は母（以下「ひとり親家庭の親」という。）及び児童並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者をいう。</p>
医療保険各法	<p>次の各号に掲げる法律をいう。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）</p> <p>(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）</p> <p>(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）</p> <p>(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）</p> <p>(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</p>
医療費の一部負担金	<p>対象者の受診に係る医療費のうち、医療保険各法、その他医療に関する法令の規定により対象者が負担すべき額（当該受診について国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による付加給付等がある場合は、その額を控除した額）</p> <p>なお、対象者が負担すべき額に医療保険各法の規定による保険者が負担</p>

	すべき高額療養費が含まれる場合は、次の算式により算定した額
$\text{高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額} \times (\text{対象者が負担すべき額} - \text{入院時食事療養費定額負担分} / \text{高額療養費の算定方法による世帯合算額}) + \text{入院時食事療養費定額負担分}$	

(助成の対象)

第3条 この条例に基づく助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、前条に定める対象者である者とする。

2 ひとり親家庭の児童が修学等により市外に住所を有する場合は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であって、ひとり親家庭の親に監護されていると認められる場合には対象者として扱うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合の当該対象者の医療費の一部負担金については助成しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- (3) 法第27条第1項第3号の規定による児童福祉施設に入所している児童
- (4) ひとり親家庭の親又はその親の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその親と生計を同じくする者の前年（1月から7月1日までの間に受給資格の登録がなされる場合にあつては前々年）の所得（政令第3条及び第4条の規定に基づいて算出した額をいう。この場合において、父の所得を算出するときの児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得及び地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第1項第8号に規定する控除については、母のときと同様の取扱いをするものとする。）が、政令第2条の4第2項及び第8項に規定する額以上ある場合の当該ひとり親家庭の親又はその親の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその親と生計を同じくする者及びその者に監護されている児童
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定に基づく被支援者

(助成)

第4条 市長は、対象者にかかる医療費の一部負担金を助成する。

(受給資格の登録)

第5条 前条の規定による助成を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請書を提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

(助成の申請)

第6条 受給資格の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）が、この条例に基づく助成を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項及び前条の申請は、助成を受けようとする者がひとり親家庭の親及び児童の場合は当該ひとり親家庭の親が、父母のない児童の場合は当該父母のない児童（当該父母のない児童を監護する養育者等がいる場合は当該養育者等）が行わなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例に基づく助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給資格者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その限度において助成を行わず、又は助成した医療費を返還させる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、受給資格者が偽りその他の不正行為により、この条例に基づく助成を受けたときは、助成した金額の全部又は一部を返還させる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の滝根町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年滝根町条例第39号）、大越町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年大越町条例第7号）、都路村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年都路村条例第10号）、常葉町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年常葉町条例第7号）又は船引町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年船引町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第15号）

この条例は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日診療分から適用する。

附 則（平成20年条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に療養の助成等を受ける者に係る医療費の助成について適用し、施行日前に医療の助成等を受けた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第8号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日条例第12号）

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、平成28年8月1日より適用する。

○田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

平成17年3月1日規則第68号

改正

平成18年3月1日規則第2号

平成27年3月27日規則第12号

田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年田村市条例第111号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の一部負担金額)

第2条 条例第4条に規定する助成の一部負担金額は、条例第3条第1項及び第2項並びに第3項に規定する者に係る医療費の一部負担金の額を登録世帯(ひとり親家庭の親及び児童をもって1登録世帯、父母のない児童をもって1登録世帯とする。)ごとに合算して1か月当たり1,000円を控除した額とする。

(受給資格の登録)

第3条 条例第5条に規定する登録申請は、ひとり親家庭医療費受給資格登録申請書(様式第1号)によるものとし、受給資格の登録日は、申請書を受理した日の属する月の翌月の初日とする。ただし、申請書を受理した日が月の初日であるときは、その日とする。

2 条例第5条に規定する登録は、登録した日以後において最初に到来する7月31日まで有効とし、有効期間の満了後引き続き医療費の助成を受けようとする者は、事前にひとり親家庭医療費受給資格更新登録申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(受給資格者証の交付)

第4条 市長は、条例第5条の規定による申請があったときは、条例に定める要件に適合するかどうかを審査し、適合するときは、当該申請者に対しひとり親家庭医療費受給資格者証(様式第2号)を交付する。

(助成の申請)

第5条 条例第6条に規定する助成申請は、ひとり親家庭医療費助成申請書(様式第3号)に別表に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、条例第6条の規定による助成申請があったときは、その内容を審査し、助成額を

決定し、ひとり親家庭医療費助成決定通知書（様式第4号）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

（変更届出の義務）

第7条 受給資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、ひとり親家庭医療費受給資格変更届（様式第5号）に受給資格者証を添付して速やかに市長に届け出なければならない。

- （1） 氏名及び住所
- （2） 加入保険に係る被保険者証の記載事項
- （3） ひとり親家庭の児童の受給資格
- （4） その他当初の受給資格登録申請書に記載した事項

（受給資格者証の再交付）

第8条 受給資格者証を破損し、又は紛失したことにより、受給資格者証の再交付を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費受給資格証再交付申請書（様式第6号）を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

（受給資格者証の返還）

第9条 受給資格者の全員がその資格を喪失したときは、ひとり親家庭にあつては、当該ひとり親家庭の親が、父母のない児童の場合は、当該父母のない児童（当該父母のない児童を監護する養育者等がいる場合は当該養育者等）が、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の滝根町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（平成12年滝根町規則第14号）、大越町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（平成12年大越町規則第2号）、都路村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（平成12年都路村規則第16号）、常葉町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（平成12年常葉町規則第10号）又は船引町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（平成12年船引町規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日診療分から適用する。

附 則（平成27年 3 月27日規則第12号）

この規則は、平成27年 8 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区分		提出書類
1 高額療養費に該当する場合	(1) 国民健康保険法適用者	高額療養費支給に関する確認書 (様式第 3 号の 2)
	(2) (1)以外の医療保険各法適用者	高額療養費支給に関する申立書 (様式第 3 号の 2) 高額療養費支給決定通知書又は高額療養費の積算基礎を明らかにした書類
2 高額療養費に該当しない場合		高額療養費支給に関する申立書 (様式第 3 号の 2)